

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	納骨堂の使用許可
概要	大阪市立納骨堂条例により、納骨堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立納骨堂条例（昭和24年4月1日条例第30号）第2条及び第3条 大阪市立納骨堂条例施行規則（昭和24年4月1日条例第42号）第1条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次のいずれかに該当する場合には許可を与えないことがある。 <ol style="list-style-type: none">1. 公安または風俗を害するおそれがある場合2. 建物または附属設備を損傷するおそれがある場合3. 多数の申請者の利用を調整する必要があるために、その結果（到着順または抽選）として許可できない場合4. その他管理上の支障がある場合 ※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など、施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	随時
提出方法	納骨壇使用許可申請書（納骨壇の場合）、式場使用許可申請書（式場の場合）および住民票を霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。 焼骨を収蔵する場合には、焼骨収蔵届、火葬・改葬許可証の提出が必要となります。
手数料	—
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	